

平成25年行政事業レビューシート (外務省)								
事業名	レバノン特別法廷拠出金拠出金		担当部局庁	中東アフリカ局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成20年度開始(継続事業)		担当課室	中東第一課		課長 向 賢一郎		
会計区分	一般会計		政策・施策名	基本目標Ⅶ：分担金・拠出金 具体的施策Ⅶ-3：国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献				
根拠法令(具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	レバノン特別法廷からの要請				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3程度以内)	STLは、テロ行為を扱う初めての国際刑事裁判所であり、レバノンのみならず地域における「法の正義」を体現するものとして、非常に政治的にも存在意義が高いものである。また、本件真相究明のための捜査と裁判の進展は、レバノンの国内政治上大きな問題となり得、近年シリア情勢が悪化し、深刻な状況となっている中、脆弱なレバノン情勢がこれ以上不安定化することのないよう、国際社会が支援することは非常に重要となっている。							
事業概要(5行程度以内。別添可)	レバノン特別法廷とは、テロ行為を扱う初めての国際刑事裁判所である。 (1)05年2月のハリリ元レバノン首相暗殺事件に関し、国連安保理は、レバノン政府の要請を受け国際独立捜査委員会(UNIIIC)を設立するなど(05年4月)、真相解明に向けた努力を継続してきた。 (2)05年12月、レバノン政府が安保理に対し、本件暗殺事件に関する国際的性格を有する法廷の設置を要請したことを受け、安保理は決議1644及び1664を採択するなどして同法廷設立に向け調整・協議を行い、07年5月に決議1757を採択し、同法廷の設立が決定。 (3)09年3月、UNIIICのマンデート期限を受け、法廷立ち上げ。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		当初予算	-	-	-	-		
		補正予算	-	-	81	-	-	
		繰越し等	-	-	-	-	-	
	計	-	-	81	-	-		
	執行額	-	-	81	-	-		
執行率(%)	-	-	100	-	-			
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値(25年度)	
	成果目標:被告の特定,起訴状の発出,裁判の実施,判決 成果実績:判決までの進捗を%(累積)で表す		成果実績	回	1	1	1	-
			達成度	%	12.5	25	37.5	-
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
	活動指標:司法プロセスの進展 (注:実績は捜査,起訴,公判手続き,初審,第二審,控訴審,判決,真相解明の8ステージに分け,それぞれのステージ毎に12.5%の達成(累積)を表す。)		活動実績(当初見込み)	-	-	8 (365)	-	
				-	-	-	-	
単位当たりコスト	司法プロセスはその進展により上記のとおりステージ分けできるが,それぞれのステージに要する時間とそれに伴う人件費などのコストは様々であり,定量的に表すことは困難。		算出根拠	-				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
		-	-					
	計	-	-					

事業所管部局による点検					
	項目		評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	本件は、国家単位でレバノン法廷の支援継続が要求されているので、地方に委ねられる類のものではなく、また、上記「事業の目的」とおり、中東の安定のためにも法廷が存続する必要性は非常に高いことから、優先度も比して高くなる。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	我が国を含めた主要国から構成される運営執行理事会において、事業経費が適切な規模となるよう協議し、また使途が事業目的に則し真に必要なものに限定されるようになっている。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○		
事業の有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—	政治レベルなどでも裁判の進展に必要な関係者の協力や理解を得よう努力しているが、司法プロセスの進捗は国内・地域情勢などにも左右され、捜査も非常に困難なものであるところ、見込み通りには進まない面もある。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○		
重複排除	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検結果	レバノン特別法廷は、レバノンのみならず地域全体の「法の正義」を体現するものとして、我が国を含む主要国は本件裁判の進展及び成功裏の実施のために、積極的に関与している。我が国は、かかる立場から本件法廷への拠出を行うものであり、地域の平和と安定を実現するという目的にも合致するものである。また、我が国は、国際社会の責任ある一員として、主要国(特にG7)と相応の貢献を行う必要がある。今後とも、同法廷関係者及びレバノン政府に対して、各国ドナーの資金の効率的活用などに更に努力するよう要請し、予算の圧縮努力など適切な管理の継続を求めている。				
外部有識者の所見					
-					
行政事業レビュー推進チームの所見					
-					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
-					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
	平成22年		平成23年		平成24年